

## 三次市民バス運行委託業務事業者募集要項【概要】

### 1 趣旨

市民の地域内での移動ニーズに対応することを目的として実施する三次市民バス運行委託業務（以下「業務」という。）について、安全性と利便性が高い運行業務を確保するため、業務受託事業者を広く募集する。

### 2 募集主要目

#### (1) 募集件名

三次市民バス運行委託業務事業者募集

#### (2) 募集路線区分

君田町線（巡回便）

布野町線（巡回便・スクール便）

作木町線（巡回便・スクール便・通所便）

吉舎町線（巡回便・スクール便）

三和町線（巡回便・スクール便・通所便）

甲奴町線（巡回便・スクール便・通所便）

#### (3) 業務期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで（3年間）

#### (4) 運行許認可等

運行に必要な道路運送法（昭和26年法律第183号）及び各種関係法令に規定する許可等に関する申請手続きは、受託事業者が行う。

#### (5) 運行条件等

仕様書において提示する。

#### (6) 応募要件

道路運送法第3条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業のいずれかの事業を営む者で、三次市に本店を置く者であること。

現に、一般乗合旅客自動車運送事業を営む応募者にあつては、本業務を遂行するために必要な道路運送法及び各種関係法令に基づく手続きを行い、許認可等を受け、業務開始日までに確実に運行ができる者であること。

現に、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を営む応募

者にとっては、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可並びに業務を遂行するために必要な各種関係法令に基づく手続きを行い、許認可等を受け、業務開始日までに確実に運行ができる者であること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

法人及びその代表者若しくは個人事業主が納税すべき市税及びその延滞金のいずれにも延滞がない者であること。

### 3 応募提出書類

(1) 応募申請書（指定様式）

(2) 企画提案書（指定様式）

内容：会社概要，規模等，事業実施に対する基本的な考え方，収支計画，安全確保の方策，利便性確保の方策，その他

(3) 見積書

(4) 添付書類

納税証明書など

### 4 審査及び選定

(1) 市に設置する三次市民バス運行業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募提出書類を審査し、選定を行う。

(2) 選定の結果は、応募者に文書で通知するとともに、市ホームページで公表する。

### 5 応募手続

(1) 募集の周知

前記2公募概要（6）応募要件に規定する事業者については、該当事業者へ文書にて通知する。

募集要項を市ホームページ掲載及び市掲示場に公告する。

(2) 募集の流れ（予定）

募集要項の配布	
応募受付期間	3週間程度
事業説明会	募集期間中に実施予定

選定委員会	応募事業者の審査・選定
選定結果の通知・公表	業者選定委員会開催日から2週間以内を目途に実施

## 6 募集主催者

三次市自治振興部自治振興課

〒728-0011

三次市十日市西六丁目 10 番 45 号 みよしまちづくりセンター

三次市自治振興部自治振興課

電話 0824-64-0091

FAX 0824-64-0067